

○ 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（医籍の登録事項） 第二条 令第四<u>条第八号</u>の規定により、同条第一号から第七号までに掲げる事項以外で、医籍に登録する事項は、次のとおりとする。 一～三 （略）</p>	<p>（医籍の登録事項） 第二条 令第四<u>条第七号</u>の規定により、同条第一号から第六号までに掲げる事項以外で、医籍に登録する事項は、次のとおりとする。 一～三 （略）</p>

<p>【(10) 従事する診療科名等】</p> <p>(7)欄の「主たる臨床・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。) (主たる診療科名の番号(1つ))</p> <p>1 歯科 2 矯正歯科 3 小児歯科 4 歯科口腔外科 5 臨床研修歯科医</p> <p>臨床研修歯科医の場合、「5 臨床研修歯科医」のみを○で囲むこと。</p>	<p>取得している広告 【(11) 可能な歯科医師の専門性に關する資格を指す。資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。</p> <p>取得しているすべての資格の番号を○で囲むこと。</p> <p>1 口腔外科専門医 2 歯周病専門医 3 歯科麻酔専門医 4 小児歯科専門医 5 歯科放射線専門医</p> <p>【(12) 歯科医師免許取得の経路に依る大学課程を修めた大学名等】</p> <p>○で囲むこと。卒業後、1年以上の臨床研修期間を完了している場合は、1年以上の臨床研修期間を完了した大学を優先して記入すること。</p> <p>私立 15 東海大学 16 聖徳大学 17 東京歯科大学 18 昭和大学 19 日本大学 20 日本歯科大学(総合歯学部) 21 日本歯科大学(歯学部) 22 神奈川歯科大学 23 山梨大学 24 徳島大学 25 熊本歯科大学 26 山口歯科大学 27 大分歯科大学 28 大分大学 29 山口歯科大学(山口歯学部) 30 山口歯科大学(山口歯学部)</p> <p>【(13) 出身地】</p> <p>(おかたが卒業を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。)</p> <p>[都道府県] - 外国</p> <p>各都道府県における歯科医師の適任配置の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することには同意しない場合には、右欄に○を付すること。</p>
<p>【(14) 本品出票の活用に対する確認】</p>	<p>本品出票の活用に対する確認</p> <p>同意しない場合</p>
<p>【(15) 備考】</p>	<p>備考</p>

提出期限 翌年1月15日

<p>【(13) 従事する診療科名等】</p> <p>(7)欄の「主たる臨床・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。) (主たる診療科名の番号(1つ))</p> <p>1 歯科 2 矯正歯科 3 小児歯科 4 歯科口腔外科 5 臨床研修歯科医</p> <p>臨床研修歯科医の場合、「5 臨床研修歯科医」のみを○で囲むこと。</p>	<p>取得している広告 【(11) 可能な歯科医師の専門性に關する資格を指す。資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。</p> <p>取得しているすべての資格の番号を○で囲むこと。</p> <p>1 口腔外科専門医 2 歯周病専門医 3 歯科麻酔専門医 4 小児歯科専門医 5 歯科放射線専門医</p> <p>【(12) 本品出票の活用に対する確認】</p> <p>本品出票の活用に対する確認</p> <p>同意しない場合</p>
<p>【(10) 備考】</p>	<p>備考</p>

提出期限 翌年1月15日

